

弁理士法施行令

制定	1962.03.22	各 令 第 566 号	2008.02.29	大統領令 第 20729 号
全文改正	1969.11.10	大統領令 第 4208 号	2009.07.01	大統領令 第 21604 号
	1973.11.26	大統領令 第 6939 号	2010.05.04	大統領令 第 22151 号
	1976.03.19	大統領令 第 8030 号	2010.11.02	大統領令 第 22467 号
	1976.07.06	大統領令 第 9529 号	2011.03.30	大統領令 第 22789 号
	1980.12.24	大統領令 第 10113 号	2011.11.01	大統領令 第 23280 号
	1983.11.05	大統領令 第 11255 号	2012.01.06	大統領令 第 23488 号
	1987.11.20	大統領令 第 12277 号	2012.05.01	大統領令 第 23759 号
	1991.01.31	大統領令 第 13265 号	2012.07.04	大統領令 第 23928 号
	1992.10.27	大統領令 第 13749 号	2012.12.28	大統領令 第 24280 号
	1993.03.06	大統領令 第 13870 号	他法改正	2013.03.23 大統領令 第 24439 号
	1996.09.24	大統領令 第 15147 号	他法改正	2013.12.30 大統領令 第 25050 号
	1997.12.31	大統領令 第 15598 号	一部改正	2014.01.28 大統領令 第 25122 号
	1999.06.08	大統領令 第 16381 号	他法改正	2014.12.09 大統領令 第 25840 号
全文改正	2000.06.27	大統領令 第 16867 号	一部改正	2014.12.23 大統領令 第 25877 号
	2002.03.25	大統領令 第 17551 号	一部改正	2016.08.29 大統領令 第 27466 号
	2004.03.17	大統領令 第 18312 号	他法改正	2016.12.30 大統領令 第 27751 号
	2004.05.10	大統領令 第 18387 号	一部改正	2017.09.05 大統領令 第 28275 号
	2005.06.30	大統領令 第 18903 号	他法改正	2018.12.24 大統領令 第 29421 号
	2005.12.09	大統領令 第 19170 号	一部改正	2018.12.31 大統領令 第 29448 号
	2006.05.30	大統領令 第 19495 号	他法改正	2020.03.03 大統領令 第 30509 号
	2006.06.12	大統領令 第 19513 号	他法改正	2022.03.08 大統領令 第 32528 号
	2007.12.07	大統領令 第 20437 号	一部改正	2022.07.05 大統領令 第 32776 号

第 1 条(目的) この令は、「弁理士法」で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

[全文改正 2012.12.28]

第 2 条(実務修習) ①「弁理士法」(以下“法”という。)第 3 条各号外の部分による実務修習は次の各号のとおり区分する。

1. 集合教育
2. 現場研修

②第 1 項第 1 号による集合教育(以下“集合教育”という。)の時間は 250 時間とする。

③集合教育は次の各号のいずれかに該当する法人、機関または団体で実施する。

1. 国際知識財産研修院

2. 次の各目の要件をすべて備えた法人、機関または団体の内で特許庁長が指定して告示する法人、機関または団体

- イ. 50名以上を収容することができる講義施設を備えること
- ロ. 専担人力を3名以上置くこと
- ハ. 集合教育または集合教育と類似した教育を遂行した実績があること
- ニ. 集合教育計画及び業務処理指針を設けること

④第1項第2号による現場研修(以下“現場研修”という。)の期間は6ヶ月とする。

⑤現場研修は次の各号のいずれかに該当する法人、機関または団体で実施する。

- 1. 特許法人、特許法人(有限)等弁理士業務を遂行する事務所
- 2. 産業財産権の業務を遂行する法律事務所、法務法人、法務法人(有限)、法務組合
- 3. その他に産業財産権の業務を遂行する国家機関、地方自治団体、公共機関とその他の法人、機関または団体で、特許庁長が定めて告示する法人、機関または団体

⑥特許庁長は実務修習を終えた者の該当実務修習の内容等が次の各号のいずれかに該当する場合には実務修習を認めなかったり、その一部のみ認めることができる。但し、第1号に該当する場合には該当実務修習の実績を認めてはならない。

- 1. 虚偽や不正な方法で実務修習の実績が提出された場合
- 2. 実務修習の内容が著しく不実である場合として産業通商資源部令で定める事由に該当する場合

⑦第1項から第6項までで規定した事項外に実務修習の内容、機関、手続き等の実務修習に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第2条の2(弁理士試験の施行及び公告) ①法第4条の2の規定による弁理士試験(以下「試験」という。)は、毎年1回実施する。

②特許庁長は次の各号の事項を試験実施90日前までに公告しなければならない。〈改正 2014.12.23〉

- 1. 試験の日時及び方法
- 2. 試験科目及び試験科目に含まれる条約
- 3. 合格者発表の日時及び方法
- 4. 受験願書の交付及び受付場所と期間
- 5. 第2次試験の最小合格人員(法第4条の3第2項の規定により第2次試験の科目内の一部の免除を受けて合格する者は含まない。以下同じ。)
- 6. その他に試験の施行に必要な事項

[全文改正 2012.12.28]

第2条の3(試験の延期・変更) ①特許庁長は天災地変や、その他のやむを得ない事由で公告された期日に試験を実施することが困難であると判断する場合には、試験の全部または一部を延期したり、試験の方法・場所等を変更して実施できる。

②特許庁長は第1項にしたがって試験を延期・変更する場合には、遅滞なく全ての受験者が知ることができるよう、その事由および延期された試験日時等を公告しなければならない。

第3条(試験の科目及び方法) ①第1次試験と第2次試験の科目は別表1のとおりであり、第1次試験の内、英語

科目は別表 2 で定められた英語能力検定試験に置き換えることとする。

②第 1 次試験は多肢選択式の筆記試験とし、第 2 次試験は記述式論述試験とする。

③第 1 次試験に合格していない者は第 2 次試験を受験することができない。ただし、第 1 次試験が免除される者は、この限りでない。

[全文改正 2012.12.28]

第 3 条の 2(試験の一部免除) ①法第 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項を適用するとき、その経歴算定の基準日は、該当試験の第 2 次試験日(試験を数日間実施する場合には、その初日をいう)とする。

②法第 4 条の 3 第 2 項に該当する者については、別表 1 による第 2 次試験の 4 科目のうち 2 科目(特許法を除く)を免除する。

第 4 条(試験合格の基準) ①第 1 次試験では、別表 2 に定められた英語能力検定試験の基準点数以上を得て、英語科目を除いた残りの科目にて科目ごと 100 点を満点とし、各科目の 40 点以上、全科目平均 60 点以上を得た者の中から、試験成績と受験者数を考慮し、全科目総点が高い者順で合格者を決定する。

②第 2 次試験では科目ごと 100 点を満点とし、別表 1 に応じた選択科目(以下「選択科目」という。)にて 50 点以上を得て、同表に応じた必修科目(以下「必修科目」という。)の各科目 40 点以上、必修科目平均 60 点以上を得た者を合格者と決定する。ただし、必修科目の平均 60 点以上を得た者の数が第 2 条の 2 第 2 項第 5 号の規定による最小合格人員より少ない場合には、必修科目の各科目 40 点以上を得た者の中から必修科目平均点数が高い者順に合格者を決定する。〈改正 2014.12.23〉

③法第 4 条の 3 第 2 項により第 2 次試験の科目内一部の免除を受ける者の場合には次の各号の区分による者を合格者と決定する。

1. 特許法を含む必修科目 2 科目を受験する場合:科目当たり 100 点を満点とし、各科目 40 点以上を得た者で受験科目の平均点数が 60 点(第 2 項ただし書に基づいて合格者を決定する場合には、合格者のうち最終順位合格者の必修科目平均点数をいう)以上の者

2. 特許法と選択科目 1 科目を受験する場合:科目当たり 100 点を満点とし、選択科目で 50 点以上を得た者で特許法の点数が 60 点(第 2 項ただし書に基づいて合格者を決定する場合には、合格者のうち、最終順位合格者の必修科目平均点数をいう)以上の者

④第 2 項ただし書に基づいて合格者を決定する際、同点者がおり、第 2 条の 2 第 2 項第 5 号の規定による最小合格人員を超過する場合には、その同点者の両方を合格者に決定する。この場合、同点者の点数は小数点以下第二位まで(第三位以下切り捨て)計算する。

[全文改正 2012.12.28]

[施行日:2017.11.1] 第 4 条第 2 項、第 4 条第 3 項

第 5 条(受験手数料等) ①法第 4 条の 2 第 4 項の規定による受験手数料(以下「受験手数料」という。)は、次の各号のとおりである。ただし、2015 年 12 月 31 日までは第 1 次試験と第 2 次試験の受験手数料を合わせて 3 万ウォンとする。〈改正 2014.1.28〉

1. 第 1 次試験: 5 万ウォン

2. 第 2 次試験: 5 万ウォン

②受験手数料は現金または情報通信網を利用した電子マネー・電子決済等の方法で納付しなければならない。〈新設

2014.1.28。>

③特許庁長は次の各号のいずれかに該当する場合には、第2項の規定により受け取った受験手数料の全て又は一部を各号の区分に従って返還しなければならない。〈改正 2014.1.28〉

1. 受験手数料を過誤納金した場合：過誤納金した受験手数料の全額
2. 試験施行機関の帰責事由にて試験を受験することができなかった場合：受験手数料の全額
3. 受験願書受付期間に受付を取消した場合：受験手数料の全額
4. 受験願書受付締切日の翌日から第1次試験施行日10日前までに受付を取消した場合：受験手数料の100分の50

④受験手数料の返還手続及び返還方法等は第2条の2第2項の規定による、試験施行公告で定めるところによる。〈改正 2014.1.28〉

⑤受験願書が受付された後には選択科目及び試験の免除申請内容等、受験願書の記載事項を変更することができない。〈改正 2014.1.28、2014.12.23〉

[全文改正 2012.12.28]

第6条(合格者の公告及び通知) 特許庁長は試験合格者が決定されたときには遅滞なくこれを官報又はインターネットホームページに公告し、合格者に通知しなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

第7条 削除〈2014.1.28〉

第8条 削除〈2014.1.28〉

第9条(不正行為者に対する制裁の通知) 特許庁長は法第4条の5の規定により、試験の不正行為者に対して制裁処分を下そうとする場合には、遅滞なくその事実を処分相手方に知らせなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

第10条(登録) ①法第5条第1項の規定により弁理士登録をしようとする者は産業通商資源部令で定めるところにより、登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2013.3.23〉

②特許庁長は第1項の規定による登録申請を受けたときには登録申請者が法第5条の2第1項又は第2項の規定による登録拒否事由に該当しなければ、遅滞なく弁理士登録簿に登録し、登録申請人に登録証を発給しなければならない。

③弁理士は第2項の規定による登録事項が変更されたときには、遅滞なく特許庁長にその内容を通知しなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

第11条(公告) 特許庁長は弁理士登録をしたり、その登録を取消したときにはこれを公告しなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

第12条 削除

第 13 条(事務所の設置) 法第 3 条第 2 号に該当する者が法第 6 条の 2 第 1 項の規定により弁理士事務所を設置する場合には「弁護士法」の規定による、業務を行う事務所と同じ事務所でなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

第 14 条(特許法人の設立認可) ①法第 6 条の 3 第 2 項の規定により、特許法人の設立認可を受けようとする者は法人設立認可申請書に定款を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2014.1.28〉

②特許庁長は第 1 項の規定により法人設立認可申請書を受けたときには、構成員になる弁理士の弁理士登録状況を弁理士登録簿を通じて確認しなければならない。確認が困難な場合には申請人に弁理士登録証の写しの提出を要求することができる。〈改正 2014.1.28〉

③特許庁長は特許法人の設立を認可したときには産業通商資源部令で定めるところにより、法人の認可台帳にその内容を記録し、特許法人の設立認可書を申請人に発給しなければならない。〈改正 2013.3.23、2014.1.28〉

[全文改正 2012.12.28]

[題目改正 2014.1.28]

第 15 条(特許法人の定款変更認可申請) ①法第 6 条の 3 第 2 項後段の規定により定款変更の認可を受けようとする者は定款変更認可申請書に次の各号の書類を添付し、特許庁長に提出しなければならない。

1. 定款変更内容とその変更事由を記した書類
2. 定款変更案

②特許庁長は定款変更を認可したときには、法人認可台帳にその内容を記録しなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

[題目改正 2014.1.28]

第 16 条(特許法人の登記) ①特許法人は設立認可を受けた日から 3 週間以内に主たる事務所の所在地において設立登記をしなければならない。〈改正 2014.1.28〉

②第 1 項の規定による登記は登記申請書に次の各号の書類を添付し申請しなければならない。〈改正 2014.1.28〉

1. 定款
2. 特許法人設立認可書

③特許法人は第 1 項の規定により設立登記をしたときには、3 週間以内にその事実を特許庁長に通報しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項の規定による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書を確認しなければならない。〈改正 2014.1.28〉

[全文改正 2012.12.28]

[題目改正 2014.1.28]

第 16 条の 2(特許法人(有限)の設立認可) ①法第 6 条の 12 第 2 項前段の規定により、特許法人(有限)の設立認可を受けようとする者は法人設立認可申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 定款
2. 次の各目の区分による資本金の納入を証明する書類
 - イ. 現金出資:「銀行法」の規定による、銀行やその他の金融機関が発行した資本金納入証明書
 - ロ. 現物出資:現物出資の履行を証明する書類及び公認された鑑定機関の鑑定評価書

②特許庁長は第1項の規定により法人設立認可申請書を受けたときには、構成員になる弁理士の弁理士登録状況を弁理士登録簿を通じて確認しなければならず、確認が困難な場合には申請人に弁理士登録証の写しの提出を要求することができる。

③特許庁長は特許法人(有限)設立を認可したときには、産業通商資源部令で定めるところにより、法人認可台帳にその内容を記録し、特許法人(有限)設立認可書を申請人に発給しなければならない。

[本条新設 2014.1.28]

[施行日:2017.11.1] 第16条の2

第16条の3(特許法人(有限)の他の法人への出資制限等) ①法第6条の17第1項の規定により特許法人(有限)が他の法人に出資したり、他の者のために債務を保証した金額の合計額は法第6条の17第2項前段の規定による自己資本(以下、この条において「自己資本」という。)の100分の25に該当する金額を超過してはならない。この場合、他の者のために債務を保証した金額は自己資本の100分の10に該当する金額を超過することはできない。

②第1項の規定にもかかわらず、特許法人(有限)の自己資本から損害賠償準備金を引いた金額が3億ウオンを超過する場合には次の算式に基づいて算出された金額を自己資本の100分の25に該当する金額に追加して他の法人に出資することができる。

$[(\text{自己資本}-\text{損害賠償準備金})-3\text{億ウオン}] \times 100\text{分の}50$

[本条新設 2014.1.28]

[施行日:2017.11.1] 第16条の3

第16条の4(特許法人(有限)の損害賠償準備金積立等) ①特許法人(有限)は法第6条の18第1項の規定により、事業年度毎に該当事業年度の総売上高の100分の2に該当する金額を損害賠償準備金として積立又は設立登記をした日から1ヶ月以内に損害賠償責任保険に加入しなければならない。

②第1項の規定による損害賠償責任保険の補償限度額は補償請求件当たり1億ウオン以上でなければならない、年間補償限度額は構成員及び**所属弁理士(法第6条の13第2項による構成員ではない所属弁理士をいう。以下この条で同じ。)**の数に1億ウオンを乗じて算出した金額又は10億ウオン以上でなければならない。

③特許法人(有限)は第1項の規定による、損害賠償準備金を直前2年の事業年度及び該当事業年度の総売上高平均の100分の10に該当する金額になるときまで積立てなければならない。

④特許法人(有限)は損害賠償準備金を使用して構成員又は**所属弁理士**を含む職員に求償権を行使した場合、その求償した金額を損害賠償準備金に計上しなければならない。

⑤特許法人(有限)は第2項の規定による損害賠償責任保険の補償限度に関連して、年間報酬限度額から補償額を差し引いた金額が3億ウオン以上に維持されるようにしなければならない、その金額が3億ウオン未満となった場合には、その事由が発生した日から1ヶ月以内に3億ウオン以上となるようにしなければならない。

⑥特許法人(有限)は第1項の規定により損害賠償責任保険に加入した場合には証明書類を備え、法第9条の規定による大韓弁理士会(以下「弁理士会」という。)の長にその事実を知らせなければならない。

[本条新設 2014.1.28]

[施行日:2017.11.1] 第16条の4

第16条の5(準用規定) ①法第6条の10の規定により特許法人が特許法人(有限)に組織変更しようとする場合の組織変更に関しては、第16条の2の規定を準用する。この場合、第16条の2中「法第6条の12第2項前段」は「法第

6条の10第1項」とし、「特許法人(有限)の設立認可を受けようとする者」は「特許法人(有限)に組織変更をしようとする者」とみなす。

②法第6条の12第2項後段の規定による特許法人(有限)の定款変更認可申請及び法第6条の12第6項の規定による登記に関しては、第15条及び第16条を準用する。この場合、第15条中「法第6条の3第2項」は「法第6条の12第2項」とし、同条及び第16条中「特許法人」は「特許法人(有限)」とみなす。

[本条新設 2014.1.28]

第17条(弁理士会の組織等) ①弁理士会に総会と理事会を置く。〈改正 2014.1.28〉

②次の各号の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 法第10条第1項の規定による弁理士会の会則(以下「会則」という。)変更
2. 予算及び決算
3. その他に理事会又は弁理士会の会長が必要だと認める事項

③理事会は弁理士会の事務に関する重要事項を議決する。

[全文改正 2012.12.28]

[題目改正 2014.1.28]

第17条の2(役員) ①弁理士会に次の各号の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長7名以内
3. 理事14名以内
4. 監査2名

②第1項の規定による役員のうち副会長1名は常勤にすることができる。

[全文改正 2012.12.28]

第17条の3(会則の記載事項) 会則には次の各号の事項が含まなければならない。〈改正 2014.1.28〉

1. 名称及び事務所の所在地
2. 総会、理事会、その他の機関の構成・権限及び会議に関する事項
3. 支会又は支部の設置に関する事項
4. 会費に関する事項
5. 資産及び会計に関する事項
6. 会員の指導・監督及び研修に関する事項
7. 法第17条第1項の懲戒事由に該当する会員について、懲戒件に関する事項

[全文改正 2012.12.28]

第17条の4(情報の公開範囲及び公開方法等) ①法第14条第4項の規定による情報の公開範囲は次の各号のとおりである。

1. 氏名
2. 出生年度
3. 事務所情報

4. 資格取得の種類及び資格取得日
5. 弁理士登録日
6. 開業・休業状態及び開業日・休業日
7. 専門分野・専攻・学科・学位・経歴と、これを証明することができる情報
8. 法第 15 条の規定による研修教育(以下「研修教育」という。)履修現況
9. その他の弁理士選任に関連した情報として弁理士が公開した情報

②第 1 項の規定による情報は弁理士会のインターネットホームページを通じて公開する。

③第 1 項の規定による情報の収集・更新手続とその他の情報公開に必要な事項は弁理士会が定める。

[全文改正 2012.12.28] (一部改正 2016.8.29)

第 17 条の 5(研修教育の時間等) ①研修教育の時間は 2 年に 24 時間以上とし、職業倫理科目を 2 時間以上含まなければならない。この場合、研修教育を受けていない時間は次の 2 年に受けなければならない研修教育の時間に合算する。

②法第 15 条第 1 項ただし書の「疾病・休業等で研修教育を受けることが適当でない場合として、大統領令で定める場合」とは次の各号の場合をいう。

1. 休業等で研修教育を受けることができない正当な事由がある場合
2. 疾病、負傷、出産、軍服務、長期国外滞留等で正常な弁理士の業務を遂行することができない場合
3. 高齢で研修教育を受けることが適当でない場合として、弁理士会が定める場合

[全文改正 2012.12.28]

第 18 条(弁理士資格・懲戒委員会) ①法第 16 条第 3 項の規定により特許庁長が委嘱する法第 16 条の規定による弁理士資格・懲戒委員会(以下「委員会」という。)の委員(以下「委嘱委員」という。)の任期は 2 年とする。〈新設 2014.1.28〉

②委嘱委員は全体委員の過半数にならなければならない。〈新設 2014.1.28〉

③委員会の事務を処理するために幹事 1 名を置き、幹事は特許庁長が特許庁所属公務員の中から任命する。〈新設 2014.1.28〉

④委員会は委員長が招集する。〈改正 2014.1.28〉

⑤委員会の委員長は委員会を招集しようとするには、会議開催日 7 日前まで各委員に会議の日時・場所及び案件を通知しなければならない。〈改正 2014.1.28〉

⑥この令で規定した事項の他に委員会の運営等に必要な事項は委員会の議決を経て、委員長が定める。〈新設 2014.1.28〉

[全文改正 2012.12.28]

[題目改正 2014.1.28]

第 18 条の 2(委員の除斥・忌避・回避) ①委員会の委員(以下「委員」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、弁理士の懲戒と関連した事項に関する委員会の審議・議決で除斥される。〈改正 2014.1.28〉

1. 委員本人が懲戒議決対象弁理士である場合
2. 委員が懲戒議決対象弁理士と親族である又は親族であった場合
3. 委員が懲戒議決対象弁理士の所属している機関、団体又は事務所に属している場合

②懲戒議決対象弁理士は委員の公正な審議・議決を期待するに難しい事情がある場合には、委員会に忌避の申請をすることができ、委員会は議決でこれを決定する。この場合、忌避申請対象委員は、その議決に参加することができない。〈改正 2014.1.28〉

③委員が第 1 項各号のいずれかに従う除斥事由に該当する場合には、自ら該当案件の審議・議決で回避しなければならない。

[全文改正 2012.12.28]

第 18 条の 3(委員の解任又は解嘱) 特許庁長は委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、該当委員を解任したり解嘱することができる。

1. 心身障害により職務を遂行することができなくなった場合
2. 職務怠慢、品位損傷やその他の事由により委員に適合しないと認められた場合
3. 第 18 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するにも関わらず、該当案件の審議・議決で回避しない場合

[全文改正 2012.12.28]

第 19 条 削除 〈2014.1.28〉

第 20 条(意見陳述又は審査資料提出) ①委員会の委員長は懲戒議決に必要であると認めるときには、当事者、関係人又は関係機関に意見の陳述又は審査資料の提出を要求することができる。〈改正 2014.1.28〉

②委員会の委員長は懲戒議決をする前に懲戒対象弁理士が委員会に意見書を提出したり、出席して意見を陳述することができるようにしなければならない。但し、懲戒対象弁理士が正当な事由なくこれに応じないときには、この限りでない。〈改正 2014.1.28〉

[全文改正 2012.12.28]

第 21 条(懲戒議決の通知及び公告) 特許庁長は委員会が懲戒議決をしたときには、その理由を明確に書き留めて遅滞なく当事者に通知し、官報又はインターネットホームページに公告しなければならない。〈改正 2014.1.28〉

[全文改正 2012.12.28]

第 22 条(資格停止処分の議決) 委員会が法第 18 条第 1 項の規定による資格停止を議決するときには、在籍委員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。〈改正 2014.1.28〉

[全文改正 2012.12.28]

第 22 条の 2(敏感情報及び固有識別情報の処理) 特許庁長(第 24 条により特許庁長の業務の委託を受けた者を含む。)や弁理士会は次の各号の事務を遂行するために不可避な場合「個人情報保護法施行令」第 18 条第 2 号の規定による犯罪経歴資料に該当する情報や同令第 19 条第 1 号又は第 4 号の規定による住民登録番号又は外国人登録番号が含まれている資料を処理することができる。〈改正 2014.1.28〉

1. 法第 3 条、第 4 条及び第 18 条の規定による弁理士資格及び実務修習に関する事務
2. 法第 4 条の 2 から第 4 条の 5 までの規定による試験に関する事務
3. 法第 5 条、第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 6 条の規定による弁理士の登録に関する事務
4. 法第 6 条の 3 の規定による特許法人及び法第 6 条の 12 の規定による特許法人(有限)の設立に関する事務
5. 法第 6 条の 10 の規定による特許法人の組織変更に関する事務

6. 法第 11 条の規定による弁理士会加入に関する事務
7. 法第 14 条の規定による弁理士の情報公開に関する事務
8. 法第 15 条の規定による弁理士の研修教育に関する事務
9. 法第 17 条の規定による弁理士の懲戒に関する事務

[全文改正 2012.12.28]

第 22 条の 3(規制の見直し) 特許庁長は、第 16 条の 3 による特許法人(有限)の他の法人への出資制限基準に対して、2022 年 1 月 1 日を基準に 3 年ごと(毎 3 年となる年の基準日と同日前までをいう。)その妥当性を検討し改善等の措置をしなければならない。

第 23 条(過怠料の賦課基準) 法第 27 条第 2 項の規定による過怠料の賦課基準は、別表 3 のとおりである。

[全文改正 2012.12.28]

第 24 条(業務の委託) ①特許庁長は法第 28 条により法第 4 条の 2 にしたがう弁理士試験の管理に関する業務を「韓国産業人力公団法」による韓国産業人力公団に委託する。

②特許庁長は法第 28 条により、次の各号の業務を弁理士会に委託する。

1. 法第 5 条第 1 項による登録の受付
2. 法第 5 条の 2 による登録拒否の通知
3. 法第 5 条の 3 による登録取消の通知
4. 法第 6 条による登録料の受納
5. 法第 6 条の 2 第 2 項による開業・休業または廃業等の申告の受付
6. 法第 6 条の 3 第 2 項および第 6 条の 12 第 2 項による特許法人・特許法人(有限)の設立認可および定款変更認可申請の受付
7. 法第 6 条の 4 第 2 項および第 6 条の 13 第 2 項による所属弁理士に関連する申告の受付
8. 法第 6 条の 9 第 2 項および第 6 条の 20 第 2 項による特許法人・特許法人(有限)の解散申告の受付
9. 法第 6 条の 10 第 1 項による組織変更申請の受付
10. 第 11 条による登録および登録取消の公告

【別表 1】 <改正 2005.6.30, 2005.12.9, 2014.12.23>

試験科目(第 3 条第 1 項関連)

1. 第 1 次試験(4 科目)

産業財産権法(特許法・実用新案法・商標法・デザイン保護法及び条約を含む)・民法概論(親族編及び相続編を除外する)・自然科学概論・英語

2. 第 2 次試験(4 科目)

イ. 必須科目(3)	特許法(条約を含む)・商標法(条約を含む)・民事訴訟法
ロ. 選択科目(1)	デザイン保護法(条約を含む)・著作権法(条約を含む)・産業デザイン・機械設計・熱力学・金属材料・有機化学・化学反応工学・電気磁気学・回路理論・半導体工学・制御工学・データ構造論・醗酵工学・分子生物学・薬剤学・薬品製造化学・繊維材料学・コンクリート及び鉄筋コンクリート工学のうち 1 科目

備考: 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に該当する者に対する第 2 次試験の科目は、第 2 次試験の必須科目のうち受験者が選択する 1 科目と選択科目 1 科目とする。

〔別表 2〕

英語科目を代替する英語能力検定試験の種類および**合格に必要な点数**(第 3 条第 1 項関連)

英語能力検定試験の種類		合格に必要な点数	
		一般受験者	聴覚障害がある受験者
TOEFL	アメリカの ETS(Educational Testing Service)で施行する試験(Test of English as a Foreign Language)で、PBT(Paper Based Test)、IBT(Internet Based Test)を言う。	PBT 560 点以上	PBT 373 点以上
		IBT 83 点以上	IBT 41 点以上
TOEIC	アメリカの ETS(Educational Testing Service)で施行する試験(Test of English for International Communication)を言う。	775 点以上	387 点以上
G-TTELP	アメリカの ITSC(International Testing Services Center)で主管する試験(General Tests of English Language Proficiency)を言う。	Level 2 の 77 点以上	Level 2 の 51 点以上
TEPS	ソウル大学校英語能力検定試験(Test of English Proficiency developed by Seoul National University)を言う。	385 点以上	245 点以上
FLEX	韓国外国語大学校語学能力検定試験(Foreign Language Examination)を言う。	700 点以上	350 点以上
IELTS	イギリスの英国文化院(British Council)で施行する英語能力検定試験(International English Language Testing System)を言う。	5 点以上	-

※備考

1. 上の表で定めた試験は、該当弁理士試験の受験願書受付締切日から逆算して2年になる日以後に実施された定期試験のみ認定する。
2. 上の表で定めた基準点数は第1次試験施行日前までに満たしているかが確認されなければならない、その確認に必要な細部的な事項は特許庁長が定め公告する。
3. 上の表で“聴覚障害がある受験者”とは「障害者福祉法施行令」第2条第2項による障害の程度が重い聴覚障害（両耳の聴力を各々80デシベル以上失った場合をいう。以下同じ。）がある受験者（以下“聴覚障害受験者”という）をいう。
4. 聴覚障害受験者の合格に必要な点数は該当英語能力検定試験でヒアリング部分を除いた残りの部分で取得した点数をいう。
5. 聴覚障害受験者の合格に必要な点数の適用を受けようとする者は、該当英語能力検定試験の願書受付締切日までに障害の程度が重い聴覚障害があり「障害者福祉法」第32条に基づき、障害者として有効に登録されていなければならない、弁理士試験の願書受付締切日から4日以内に同条第1項による障害者登録証の写しを願書受付機関に提出しなければならない。

【別表3】〈改正 2011.11.25, 2012.12.28〉

過怠料の賦課基準(第23条関連)

1. 一般基準

イ. 賦課権者は、次のいずれかに該当する場合には、第2号の個別基準による過怠料金額の2分の1の範囲でその金額を減らすことができる。ただし、過怠料を滞納している違反行為者の場合には、この限りでない。

- 1) 違反行為者が「秩序違反行為規正法施行令」第2条の2第1項各号のいずれかに該当する場合
- 2) 違反行為が些細な不注意や間違いによるものと認められる場合
- 3) 違反行為者が法違反状態を是正するか解消するために努力したものと認められる場合
- 4) その他に違反行為の程度、違反行為の動機とその結果等を考慮して過怠料金額を減らす必要があると認められる場合

ロ. 賦課権者は、次のいずれかに該当する場合には第2号の個別基準による過怠料金額の2分の1の範囲でその金額を増やすことができる。ただし、法第27条の規定による過怠料金額の上限を超えることはできない。

- 1) 違反の内容・程度が重大で国民等に及ぶ被害が大きいと認められる場合
- 2) その他に違反行為の程度、違反行為の動機とその結果等を考慮して過怠料金額を増やす必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反行為	根拠法条文	過怠料金額(万ウオン)
------	-------	-------------

		1 回	連続 2 回	連続 3 回以上
ア. 法第 15 条第 1 項に違反して研修教育を受けない場合	法第 27 条第 1 項			
イ. 研修教育実績: なし		150	300	500
ロ. 研修教育実績: 50%未満		100	200	400
ハ. 研修教育実績: 50%以上 75%未満		75	150	300
ニ. 研修教育実績: 75%以上 100%未満		50	100	200

備考: 研修教育実績は 2 年を周期に算定する。

附 則

①(施行日) この令は、2000 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 4 条の改正規定は 2002 年 1 月 1 日から 施行する。

②(試験科目の変更に関する適用例) 弁理士試験の試験科目に関して 2001 年 12 月 31 日までは 第 3 条の規定にかかわらず別表 2 による。

③(試験の合格決定に関する適用例) 弁理士試験の合格決定に対し 2001 年 12 月 31 日までは従 前の第 10 条の規定による。

④(他の法令の改正) 行政権限の委任及び委託に関する規定のうち次のとおり改正する。

第 32 条第 5 項に第 1 項及び第 2 号を各々次のとおり新設し、同項第 3 号を次のとおりにし、同 項第 12 号を削除する。

1. 法第 16 条第 1 項の規定による弁理士に対する懲戒及び令第 21 条の規定による懲戒議決の 通知及び公告
2. 法第 16 条第 4 項の規定による弁理士懲戒委員会の委員の任命または委嘱
3. 法第 18 条第 1 項の規定による弁理士に対する資格停止処分

附 則[2002.3.25]

この令は、公布した日から施行する。

附 則[2004.5.10]

この令は、2005 年 1 月 1 日から施行する。

附 則[2005.12.09]

この令は、2006 年 1 月 1 日から施行する。但し、別表 1 及び別表 2(従前の別表 1 の 2)の改正規定は 2008 年 1 月 1 日から施行する。

附 則[2006.5.30]

この令は、2006年6月4日から施行する。

附 則[2006.6.12]

この令は、2006年7月1日から施行する。

附 則[2007.12.07]

この令は、公布した日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、2008年1月1日より施行する。

付 則(特許庁とその所属機関職制)〈第20729号、2008.2.29〉

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①から④まで 省略

⑤弁理士法施行令の一部を次の通り改正する。

第5条第1項、第10条第1項・第2項、第12条第2項及び第14条第3項のうち、“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にする。

⑥から⑩まで 省略

付 則[2009.07.01]

この令は、公布した日から施行する。

付 則〈第22151号、2010.5.4〉(電子政府法施行令)

第1条(施行日) この令は、2010年5月5日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①から<77>まで 省略

<78>弁理士法施行令の一部を次のように改正する。

第16条第3項ただし書中“「電子政府法」第21条第1項”を“「電子政府法」第36条第1項”にする。

<79>から<192>まで 省略

付 則〈大統領令第22467号、2010.11.2〉

(行政情報の共同利用及び文書減縮のための経済教育支援法施行令等一部改正令)

この令は、公布した日から施行する。

付 則〈大統領令第22789号、2011.3.30〉

この令は、公布した日から施行する。但し、別表 2 の改正規定は 2014 年 1 月 1 日から施行する。

付 則<大統領令第 23280 号、2011.11.1>

この令は、2011 年 11 月 25 日から施行する。

付 則<大統領令第 23488 号、2012.1.6>

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条 省略

付 則<大統領令第 23759 号、2012.5.1>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条(試験の公告に関する適用例) この令中、試験等の公告期限を改正する事項は 2013 年 1 月 1 日以後に施行する試験から適用する。

付 則<大統領令第 23928 号、2012.7.4>

この令は、公布した日から施行する。〈ただし書き省略〉

付 則<大統領令第 24280 号、2012.12.28>

この令は、公布した日から施行する。

付 則<大統領令第 24439 号、2013.3.23>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他法令の改正) ①から④まで省略

⑤弁理士法施行令の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 12 条第 2 項及び第 14 条第 4 項中「知識経済部令」を各々「産業通商資源部令」とする。

⑥から⑨まで省略

付 則<大統領令第 25050 号、2013.12.30>

(行政規制基本法改正による規制見直し期限設定のための住宅法施行令等、一部改正令)

この令は、2014 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書き省略〉

付 則<大統領令第 25122 号、2014.1.28>

第1条(施行日) この令は、2014年1月31日から施行する。

第2条(他法令の改正) 特許権等の登録令一部を次のように改正する。

第20条第2項第4号中“特許法人”を“特許法人・特許法人(有限)”とする。

付 則<大統領令第25840号、2014.12.9>

(規制見直し期限設定等の規制整備のための建築法施行令等の一部改正令)

第1条(施行日) この令は、2015年1月1日から施行する。

第2条から第16条まで省略

付 則<大統領令第25877号、2014.12.23>

第1条(施行日) この令は、2015年11月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項の改正規定は2017年11月1日から施行し、別表2の改正規定は公布された日から施行する。

第2条(試験合格の基準に関する経過措置) 2017年度に実施される弁理士試験の試験合格の基準については、第4条第2項及び第3項の改正規定にもかかわらず従前の規定に従う。

付 則<大統領令第27466号、2016.8.29>

この令は公布した日から施行する。

付 則<大統領令第27751号、2016.12.30>

第1条(施行日) この令は、2017年1月1日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第12条まで省略

付 則<大統領令第28275号、2017.09.05>

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する。ただし、第4条第2項及び第4項の改正規定は2017年11月1日から施行し、第3条の2、第4条第3項及び別表1の改正規定は公布後3年が経過した日から施行する。

第2条(試験科目及び試験合格の基準に関する経過措置) 2020年度に実施される弁理士試験の試験科目及び試験合格の基準については、第3条の2第2項、第4条第3項及び別表1の改正規定にかかわらず、従前の第4条第3項及び別表1に従う。

付 則<大統領令第29421号、2018.12.24>

この令は、2019年1月1日から施行する。

付 則<大統領令第29448号、2018.12.31>

この令は公布した日から施行する。ただし、別表2第6号の改正規定は2020年1月1日から施行する。

付 則<大統領令第 30509 号、2020.3.3>

この令は公布した日から施行する。

付 則<大統領令第 32528 号、2022.3.8>

この令は公布した日から施行する。

付 則<大統領令第 32776 号、2022.7.5.>

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第 2 条(聴覚障害がある受験者の英語能力検定試験合格に必要な点数に関する適用例) 別表 2 の改正規定は、この令施行以後の公告する試験から適用する。